

阿見町動物の愛護及び管理に関する条例について

環境政策課

1. 条例制定の目的

条例制定の目的（第1条）

人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念並びに動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めるとともに、町、町民及び飼い主の責務を明らかにすることにより、町民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

2. 条例制定の背景

○動物の愛護及び管理に関する施策については、関係法令に基づき、啓発や指導を行ってきた。

○しかしながら、昨今の動物愛護活動の高まりや所有権の問題から、猫を捕獲することが難しく、野良猫の増加傾向に対して、従来の啓発や指導では有効な解決手段が取れない状況が発生している。

○こうした事態を解消し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、町の責務、町民の責務、動物の飼い主の遵守事項等を明確にした上で、町と町民が連携して動物愛護に取り組むことが必要であります。以上のことから、本条例を制定するものです。

3. 概要

目的（第1条）

定義（第2条）（動物、飼い主、係留）

動物 産業動物を除く人が飼養する動物では乳類、鳥類及び爬虫類に属するもの。
係留 動物を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は綱等でつないでおくこと。

基本理念（第3条）

人と動物との調和のとれた共生社会は、町、町民及び飼い主が、動物が命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきであって、みだりに排除してはならないことを理解した上で、それぞれが適切に役割を分担しつつも密接に連携を図りながら、人と動物とが共生できる地域環境づくりを実践すること。

町の責務（第4条）

- ① 基本理念にのっとり、目的を達成するために必要な施策を策定する
- ② 町民と協力して施策実施に努める

町民の責務（第5条）

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、町が行う施策に協力するよう努める

飼い主等の責務（第6条）

- ① 飼養する動物に対して、責任を負う
- ② 関係法令の遵守
- ③ 生命、身体、財産に害を加えないよう努める
- ④ 周辺環境へ配慮する
- ⑤ 終生飼養に努める
- ⑥ 逸走した場合は、捜索し、収容する

飼い主等になるうとする者の責務（第7条）

- ① 動物の本能、習性等の理解
- ② 飼養の目的、環境に適した動物の選択

犬の飼い主の遵守事項（第8条）

- ① 常時係留（一部の例外を除く）、② 犬の登録、③ 狂犬病予防注射の実施、④ 不妊去勢手術等の措置、⑤ 適切なしつけ、⑥ 他人へのかみつきの予防、飼養施設の清掃、⑦ 犬のふんの適正処理

猫の飼い主の遵守事項（第9条）

- ① 名札、マイクロチップ等の装着、② 屋内飼養に努める、③ 不妊去勢手術等の措置

飼い主の判明しない犬及び猫の一時預かり及び譲渡（第10条）

町は、県が飼い主の判明しない犬や猫の引取りを保護した者から求められた場合は、県からの協力要請によりこれを一時的に預かることができる。町は預かった犬や猫について、本来の所有者への返還に努め、新たな飼い主を見つけるための施策を講じる。

推進体制の整備（第11条）、国等との連携（第12条）、民間団体との協働（第13条）

災害時の飼養動物の保護（第14条）

動物愛護及び管理に関する啓発（第15条）、委任（第16条）